平成２６年（フ）第３４０８号
東京都江戸川区平井３丁目24―６、開始決定時の住所東京都江戸川区平井３―24―６　高野方
破産者　滝田　浩昭
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６３１号
東京都墨田区東向島６丁目38―16―401
破産者　明神亜由美
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７９８号
東京都大田区上池台１丁目39―12
破産者　北野　正英
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８０５号
東京都目黒区目黒１丁目５番16号
破産者　株式会社相互地建
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２５４号
東京都新宿区戸塚町１丁目101番17号
破産者　株式会社メディア＆システムズ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２５５号
神奈川県横浜市青葉区千草台33―３　テラスセブンＢ
破産者　川浪　雅春
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３１９号
東京都中央区新川１丁目30番７―705号　渡辺和義方、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区東尾久１丁目９番10号
破産者　有限会社渡辺金型製作所
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３２７号
茨城県つくば市安食2517番地22
破産者　株式会社Ｃ．Ａ．Ｎ．
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３２９号
埼玉県八潮市大字大曽根1335―６
破産者　濱村　道弘
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３５０号
東京都千代田区三崎町２丁目２番13号　八千代ビル４階
破産者　株式会社ＣＪａＫ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３５１号
東京都八王子市別所１丁目31―４―101
破産者　李　　柱哲
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３８０号
東京都練馬区小竹町２丁目８番５号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区小竹町２丁目10番７号
破産者　株式会社東信設備
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３８５号
東京都江戸川区鹿骨３丁目８―10
破産者　根建千賀子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４０７号
東京都北区滝野川７丁目19―14―902　アイル池袋ＮＯＲＴＨ・弐番館
破産者　土田　謙治
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４０８号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科486番地の１
破産者　有限会社キタノ工務店
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４６７号
東京都東久留米市前沢２丁目１―68　コンフォートテラスＣ棟107
破産者　小木曽厚志
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５４７号
東京都東久留米市下里５丁目15番10　フェルム大山203、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区浅草橋３丁目33番６号　田中ビル501号室
破産者　株式会社ファンタジー
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５４９号
東京都大田区大森本町２丁目４番20号
破産者　株式会社アキカワ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５５０号
神奈川県横浜市磯子区洋光台５丁目６―22―101
破産者　河原　健二
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９８号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目９番９号
破産者　有限会社オフィスコットンキャンディー
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９９号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目８―11―205
破産者　森北つむぎ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部